

第2期函館市子ども・子育て支援事業計画に関する需給計画の中間見直しについて

1 需給計画の中間見直しについて

本市では、令和2年3月に策定した「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）の第5章において、利用者状況やニーズ調査等で把握した利用希望等を踏まえ、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需給計画を定めている（子ども・子育て支援法第61条第2項第2号）。

子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」では、適切な基盤整備を行うため「市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画を見直すこと。」としており、令和4年度は中間年に該当するため、中間見直しの有無について検討することとなっている。

国は、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの考え方について（R4.3.18 内閣府事務連絡）」の中で、教育・保育給付認定ごとに、令和3年4月1日時点の「実績値」と「量の見込み」を比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断することや、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直すことができるとされている。

2 本市の教育・保育の進捗状況

令和3年4月1日時点の量の見込み（ニーズ量）の進捗状況について、2号認定は、117.86%（計画値<実績値）、3号認定の0歳は、86.54%（計画値>実績値）となっており、見直しの基準に該当する。

（単位：人）

区 分	令和3年度(事業計画)					令和3年度実績				進捗状況(%)			
	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	
量の見込み	2,446 (409)	1,697	1,477	260	2,318 (850)	2,000	1,434	225	94.77	117.86	97.09	86.54	
			1,737				1,659				95.51		
確保 方策	認定こども園・幼稚園・ 保育所	3,370	2,073	1,335	405	3,259	1,964	1,300	388	96.71	94.74	97.38	95.80
				保育利用率43.03%				保育利用率44.63%					
	認可外保育施設		118	166	23		166	222	31		140.68	133.73	134.78
	計	3,370	2,191	1,501	428	3,259	2,130	1,522	419	96.71	97.22	101.40	97.90

3 中間見直しの有無について

計画値と実績値を比較し、3号認定の0歳が10%以上減となった要因の一つとして、**新型コロナウイルス感染症の影響による出生数の減**が考えられるほか、2号認定が10%以上増となった要因の一つとして、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響が考えられるが、**現計画において、保育・教育の提供体制は、確保されている状況**であることから、**中間見直しは行わない**こととする。